

新 鴻 泉 公民館月報

(昭和33年 3月 18日 第三種郵便物認可)

昭和33年 6月 1日 (毎月 1回 1日 発行)
 発行所 新鴻泉公民館連絡協議会
 (新潟市寄居町・越後日治会館内)
 (電話 (新潟) 4094番)
 (電報 (新潟) 2,7951番)
 発行人 安 沢 純 正
 (定価 一部 六円)
 7 月 号 (89号)

関東ブロック公連総会 新会長に安沢本県会長を選出

関東甲信越静公連大会は、去る六月六、九の両日茨城県水戸市郊外の大洗町かもめ荘にて開かれた。参加県一都八県(茨城、栃木、群馬、静岡、山梨、長野、新潟、福島)で約三〇名、本県からは安沢本県会長及び甲田主事が参加した。おもなる内容は次のとおり。

- ① 卅四年度事業報告 — 承認
- ② 卅四年度決算 — 承認
- 収入額 四七、〇九四円
- 支出額 三八、五三〇円
- 繰越 八、五六四円
- 卅五年度予算 — 承認

公民館施設費補助きまる 34館に3,300万円

本県は妙高高原町一館のみ

昭和33年度の公民館施設費補助金は、下記の34館に交付されることに決定した。

本年度は補助予算も前年度の二倍に増額されたが、補助申請件数は四倍近くの120件に達した。文部省ではこれらについて厳密な選考を加えた結果、とりあえず34館を決定(1部未定)したものであるが、今回決定をみたこれらの延坪数は7,312坪、うち木造4,679坪、鉄筋2,141坪、ブロック492坪で、工事費総額は3億1千5百万円、査定額2億7千7百万円、これにたいする補助額は3千3百万円で起債は1億1千4百万円余が予定されている。

なお、社会教育施設補助はこれらのほかに図書館3、博物館1に4百万円が交付される。本県では妙高高原町公民館に80万円の補助が決定した。(全公連連報より)

府県名	公民館名	坪数	補助金(千円)	起債(千円)
北海道	阿 寒 町	木 156	1,000	2,400
青 島 市	十和田中央	木 118	900	—
岩 手 県	久慈市小久保	木 162	1,000	—
宮 城 県	登米郡北郷	木 297	1,000	4,130
秋 田 県	八幡町	木 199	1,000	4,000
福 井 県	新勝町	木 131	1,000	1,500
茨 城 県	高城木田	木 275	1,000	12,000
茨 城 県	茨城木田	木 204	鉄227	5,000
茨 城 県	馬場木田	木 330	1,000	5,000
茨 城 県	千代田加茂	木 81	鉄104	3,000
茨 城 県	東海原	鉄 200	1,000	3,000
新 潟 県	川 原	木 116	800	—
石 川 県	珠洲市中央	木 10	1,000	3,000
石 川 県	井野市五箇	木 104	600	—
福 井 県	大野市輪	木 238	1,000	3,000
岐 阜 県	七宗市神由	木 140	1,000	2,000
静 岡 県	西伊豆町	木 199	1,000	3,300
滋 賀 県	能登町	木 160	1,000	2,607
京 都 府	高宮町	木 14	鉄132	1,000
大 阪 府	岸和田市中央	鉄 509	1,000	10,000
兵 庫 県	市川市中央	木 44	鉄229	2,000
和 歌 山 県	湯浅市中央	木 134	1,000	2,000
高 知 県	根上町	木 106	700	—
山 口 県	勝北町	木 130	1,000	2,000
山 口 県	上野町	木 188	1,000	4,000
山 口 県	川中町	木 300	1,000	9,000
愛 媛 県	内子町	木 158	1,000	1,500
愛 媛 県	安田町	木 198	1,000	—
高 知 県	野市中央	木 131	1,000	2,500
長 崎 県	野田町	木 150	1,000	2,800
大 分 県	野田町	木 168	1,000	2,800
大 分 県	豊後町	鉄 155	1,000	5,200
大 分 県	朝野町	木 235	1,000	—
鹿 児 島 県	大分町	木 150	鉄250	1,000
鹿 児 島 県	長島町	木 280	1,000	5,000

職員実態調査を実施

諸調査票の発送終了

公連では、公民館職員の実態を抽出して調査するものがあつた。この調査は、公民館職員の充実と待遇改善にたいする施策を推進するための、重要な資料になるものとする。この調査は、公民館関係の被災状況はつきのとおりである。

津波の被害は二十五館

五月二十四日未明北海道、東北などの、太平洋岸各県を襲った津波の被害については、その後集った情報によると、公民館関係の被災状況はつきのとおりである。

文部省では直ちに災害復旧予算の要否についての手続きをはじめ

ジュネーブ会議の成功は国際的紛争が平和的な話し合いの方法で解決できることを証明している。いまや社会制度を異にする国家の平和共存に賛成する人は、世界でますます多くなっており、軍備拡張、戦争準備の武力政策は、すでに日まじし人心を失っている。

もしも平和を願うすべての国家と人民が、平和と協力を堅持し、戦争に反対し、対立的な軍事プロパグの結成に反対するならば、国際緊張を引きつづき緩和することができるとある。

(岡田英次氏の演説より)

本県会安沢純正氏が関ブロック連会長に選出されたことから、同会事務局は本県に移され、事務局長には滝原健氏が就任した。

次回は本県湯沢町公民館で九月十日頃研究集会を開くことを申し合せて解散した。

次 目

- 第二回理事會 P. 2
- 昭和三十五年度県社会教育の基本方針 P. 2
- 昭和三十五年度県公連役員名簿 P. 3
- 体育・レクリエーション、特集 P. 4・5
- 今後の社会教育・その四 P. 8
- 公民館活動フォト・コンテスト要項 P. 7

第三回理事会

表彰館長、職員を決定

第一回主事、幹事会も同時に開催

第三回理事会、職員が審査が行なわれた。本年度が提出されているところであるが、六月十一日午、各郡市公連の推せんのあるた館長、前十一時三十分、元役職員十名、館長三十一名、よりの安沢会長、職員五十二名、つき、慎重審議の結果、表彰は中止し、その内容について、下八名の出席を、果、公民館及び元役職員には該当、新潟市柳水、館長十三名、職員五十名を得、新潟市柳水、表彰することになった。また丸山、園において開催、表彰することになった。また丸山、前会長及び渡辺前社教課長には感謝状を贈呈することになった。

まず安沢会長より開会アロク、大会について別記のような報告があり、つづいて優良公民館及び役、表彰規程等についていろいろ意見、事会側よりの主事会規則第十二条に、長、應、際、常、任、理、事、の、会、務、引、継、が、な、さ、れ、た。

県社会教育課では、かねてより、昭和三十五年度社会教育の方針と事業について検討中のごとく、このたび次のごとくその基本方針が決められた。本年度は新しく、道徳教育の充実がうたわれている。また、小野新課長のもと、課の機構も下図のごとく改められ、本県社会教育全般の整備充実をめざしている。

昭和三十五年度新潟県社会教育の基本方針

この基本方針は、時代の進歩と町の社会教育行政責任はますます重たとなってきた。住民の自主的な社会教育活動が、行政組織の確立と相まって活発に展開され、新しい市町村建設の底力となるよう、行政組織の整備充実を以てする。

市民の自主的な社会教育活動が、行政組織の確立と相まって活発に展開され、新しい市町村建設の底力となるよう、行政組織の整備充実を以てする。

市民の自主的な社会教育活動が、行政組織の確立と相まって活発に展開され、新しい市町村建設の底力となるよう、行政組織の整備充実を以てする。

市民の自主的な社会教育活動が、行政組織の確立と相まって活発に展開され、新しい市町村建設の底力となるよう、行政組織の整備充実を以てする。

市民の自主的な社会教育活動が、行政組織の確立と相まって活発に展開され、新しい市町村建設の底力となるよう、行政組織の整備充実を以てする。

市民の自主的な社会教育活動が、行政組織の確立と相まって活発に展開され、新しい市町村建設の底力となるよう、行政組織の整備充実を以てする。

市民の自主的な社会教育活動が、行政組織の確立と相まって活発に展開され、新しい市町村建設の底力となるよう、行政組織の整備充実を以てする。

市民の自主的な社会教育活動が、行政組織の確立と相まって活発に展開され、新しい市町村建設の底力となるよう、行政組織の整備充実を以てする。

市民の自主的な社会教育活動が、行政組織の確立と相まって活発に展開され、新しい市町村建設の底力となるよう、行政組織の整備充実を以てする。

第二回理事会

会務引継を終了

山田、丸山両氏を顧問に委嘱

第二回理事会は、よりの顧問委嘱についての報告があった。第二回理事会は、新任のあいさつがあった。六月二十日午前十一時、日は主として第一、四半期の事業、柳水園において開催、特に公民館大会開催に、この日安沢会長、き細日の準備打ち合わせがなされた。

会長、会館建設の構想を発表

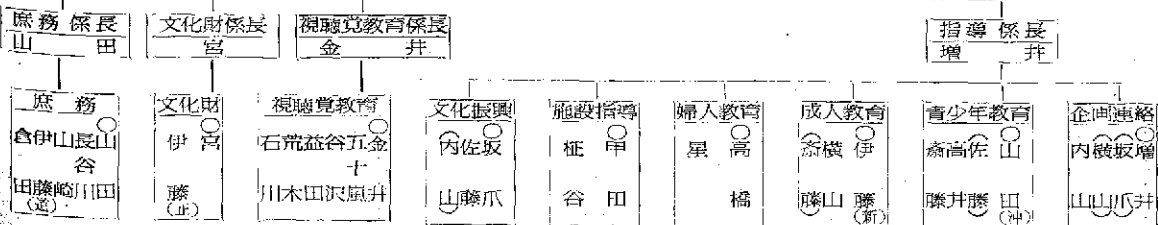
ついで申し入れることがあり、県大会における評議員会に提呈することになった。またこの日、安沢会長は「社会で建設しようとするものである。」

県社会教育課機構図 (昭和35年度)

県社会教育課の機構改革により、県公連の事務指導及び連絡等は主として企画連絡係及び施設指導係があったことになった。

長	野塚
課長	佐田
副	山

【注】 ○印は担当主任 ()印は兼務を示す



昭和35年度県公連役員名簿

【下越】

郡市名	評議員名	役名	公民館名	主事会幹事名	役名	公民館名
北蒲	熊谷通一		豊浦	立川芳俊		笹神
	石井耕一	副会長				
新発田市	宮下太平		菅谷	太田雪三		菅谷
中蒲	茂野達一		村松	高橋真伊知	幹事長	鶴田
新津市	土田一郎		新津	徳永亨司		新津
五泉市	萱川信吾		五泉	杵淵敏栄		五泉
白根市	室崎佐喜男		白根	小柳一郎		白根
西蒲	樋口弘雄	理事		北川郡		巻燕
西燕市	神保新		巻燕	武田欣蔵		
東蒲	石部市五郎	理事	津川	加藤武夫		上川
岩船	横山三枝		朝日	伊藤茂治	常任幹事	関川
村上	須長健次		中中央	鈴木鉦三		中中央
佐渡	鷹原健	常任理事	羽茂	中原清剛		羽茂
西津市	富樫賢雄		河津	神志	常任幹事	西津
新潟市	小野田金三郎	監事	石	教諭		中中央

【中越】

郡市名	評議員名	役名	公民館名	主事会幹事名	役名	公民館名
南蒲	土田嘉久雄		下田	小倉三治		栄
南見	大久保大八		中中央	大島順平		中中央
三条市	小林正三		三冬	高橋文平		三冬
加茂市	横山旭三郎		加越	鶴巻広		加茂
三島市	高橋友二郎	副会長	越路	広田忠一	常任幹事	寺泊
長岡市	熊倉修造	理事	岡中央	水橋一		岡中央
北魚	坂西徹太郎	理事	小出	飯金子		小出
小千谷	広川利兵衛	監事	小千谷	渡辺三		小千谷
南魚	田中邦雄		滝沢・石打	久川三福		六日町
中魚	久保田功		津南	保坂国夫		川西
十日町	松井秀治		十日町	田村達夫		十日町
刈羽	安沢純正也	会長	刈羽	小丸	常任幹事	北教
刈羽	佐藤川		教			委

【上越】

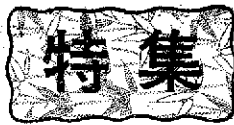
郡市名	評議員名	役名	公民館名	主事会幹事名	役名	公民館名
中頸	佐藤清栄	専任理事	大綱	渡辺吉雄		中頸
高田	飛田一治	副会長	中中央	富山八十	常任幹事	中中央
首江津	山崎登文	理事	新井	杉野哲次		新井
新井市	内山敏行		安塚	松苗吉		安塚
西頸	山岸芳治郎		糸魚川	山田茂	常任幹事	青糸
糸魚川	山岸芳治郎	監事	中中央	中津悠一		糸魚川

記念誌及び 月報編集委員	佐藤忠治	中頸大洞	山本醇	佐渡真野
	徳間助夫	柏崎西中通	鈴木鉦三	村上中央
	高橋竹二	出雲崎駅前	杉野哲次	新井

うそをつく子供から 眞実をかたる大人へ

◆嘘をつくことの上々な子供がいた。「狼が出る」といっては野良で働いているお百姓をおどす。いくら気がいい相手だといっても、そんなびたびたまされては今度はもう本当のことをこの子供がいても信用しない◆これはインソップの童話であるが人間に対する不信とは、そうしたものである。嘘はめったにいうべきでない。本当のことも利がなくなると◆正直者はバカをみるという警戒心・人間不信はとうとうガリガリの夜防戦をくり返す始末になった。そこで米をたぐってどてで断切るかが問題だが、米はのび放逐で、風が河に落ちるか破れるか、キケンの上もない状態である◆今日は国民お互いが、いがみ合い沈黙している時はない。「不安」という文字が今日のためにあるといったら、大げさであろうか◆罪が先か、義が先か、そうした段階はのぼりつめた。先捕攻撃などという言葉は、西兩太平洋の戦争で消え失せた語である。タタカナケレバ防カヌとは孫子の時代ならぬ、原子の時代では通用すまい◆筆者の知る限りでは、原子の時代とは、人類文明の最高峰を示すものでなければならず、人間相互の信頼をからしめる時代でなければならぬ。そうした時代をつくる最良の道は、嘘をつく子供から、眞実をかたり合う大人となることだ。実践すべきことは、われわれの身近に、このころころがっている。(S)

育レクリエーション



雄正塚飯 社会教育主事

「体育・レクリエーション」は、各地で繰りひろげられる公民館のつどいの中に、また各種団体活動のなかに、欠くべからざるものとしてとり入れられているが、これについての裏づけとなるしっかりとした理論を身につけることも大切である。このたび県保健体育課の飯塚社会教育主事より、過日長岡市で開催された「社会教育専門職員講習会」における、講義の要旨をいただいたので紹介する。

1 社会体育とはどんなことか

「社会体育は学校体育に對して用いられることばである。すなわち社会教育と学校教育の關係が社会体育と学校体育についても当てはまるのである。

社会教育は普通学校教育以外のさまざまな教育活動のすべてを包含する。これを「学校教育法」に基き、学校の教育課程として行なわれる教育活動を除き、主として青少年及び成人に對して行なわれる組織的な教育活動(体育)をレクリエーション(レクリエーション)と定義している。この社会教育の定義について「教育課程」(組織的活動)と「体育」(レクリエーション)の違いについて説明をくわえないければならないが、ここでは社会体育について簡単に定義だけを述べることとした。

すなわち社会体育は学校体育に對する上では学校がその計画に従って行つた体育活動を除いた、その他すべての体育活動である。

2) だが對象になるか

教育という場合は個人や集団をある目標の方向へ近づけようとしてこれにはつきかかせる人(人々)とが考へられる。社会体育がはたらきかけようとする人々をばた

「社会体育は学校体育に對して用いられることばである。すなわち社会教育と学校教育の關係が社会体育と学校体育についても当てはまるのである。

社会教育は普通学校教育以外のさまざまな教育活動のすべてを包含する。これを「学校教育法」に基き、学校の教育課程として行なわれる教育活動を除き、主として青少年及び成人に對して行なわれる組織的な教育活動(体育)をレクリエーション(レクリエーション)と定義している。この社会教育の定義について「教育課程」(組織的活動)と「体育」(レクリエーション)の違いについて説明をくわえないければならないが、ここでは社会体育について簡単に定義だけを述べることとした。

すなわち社会体育は学校体育に對する上では学校がその計画に従って行つた体育活動を除いた、その他すべての体育活動である。

2) だが對象になるか

教育という場合は個人や集団をある目標の方向へ近づけようとしてこれにはつきかかせる人(人々)とが考へられる。社会体育がはたらきかけようとする人々をばた

「社会体育は学校体育に對して用いられることばである。すなわち社会教育と学校教育の關係が社会体育と学校体育についても当てはまるのである。

社会教育は普通学校教育以外のさまざまな教育活動のすべてを包含する。これを「学校教育法」に基き、学校の教育課程として行なわれる教育活動を除き、主として青少年及び成人に對して行なわれる組織的な教育活動(体育)をレクリエーション(レクリエーション)と定義している。この社会教育の定義について「教育課程」(組織的活動)と「体育」(レクリエーション)の違いについて説明をくわえないければならないが、ここでは社会体育について簡単に定義だけを述べることとした。

すなわち社会体育は学校体育に對する上では学校がその計画に従って行つた体育活動を除いた、その他すべての体育活動である。

2) だが對象になるか

教育という場合は個人や集団をある目標の方向へ近づけようとしてこれにはつきかかせる人(人々)とが考へられる。社会体育がはたらきかけようとする人々をばた

できるだけみんなの人と

生活を楽しく豊かにするために

男子一四、五才、三、四才が合体社会である。一人ひとりに女子一三、四才、二、三才はたつきかかせることは困難である。フランチヤード、ギャンクの前が集団をとおせば案外はたつきや究家で牛舎を考へない訳ではなないが、親(家庭)に全面的に依存している。この幼少の時に結婚や就職によっておとなの社会に組み入れられると、その中間である。

一、このように進めるか

幼児から老年まで社会体育の對象は社会のほとんどの年齢である。

● 体育活動とはどんなものであるか

対象によつて運動はえらばれる。

男子一四、五才、三、四才が合体社会である。一人ひとりに女子一三、四才、二、三才はたつきかかせることは困難である。フランチヤード、ギャンクの前が集団をとおせば案外はたつきや究家で牛舎を考へない訳ではなないが、親(家庭)に全面的に依存している。この幼少の時に結婚や就職によっておとなの社会に組み入れられると、その中間である。

一、このように進めるか

幼児から老年まで社会体育の對象は社会のほとんどの年齢である。

● 体育活動とはどんなものであるか

対象によつて運動はえらばれる。

男子一四、五才、三、四才が合体社会である。一人ひとりに女子一三、四才、二、三才はたつきかかせることは困難である。フランチヤード、ギャンクの前が集団をとおせば案外はたつきや究家で牛舎を考へない訳ではなないが、親(家庭)に全面的に依存している。この幼少の時に結婚や就職によっておとなの社会に組み入れられると、その中間である。

一、このように進めるか

幼児から老年まで社会体育の對象は社会のほとんどの年齢である。

● 体育活動とはどんなものであるか

対象によつて運動はえらばれる。

男子一四、五才、三、四才が合体社会である。一人ひとりに女子一三、四才、二、三才はたつきかかせることは困難である。フランチヤード、ギャンクの前が集団をとおせば案外はたつきや究家で牛舎を考へない訳ではなないが、親(家庭)に全面的に依存している。この幼少の時に結婚や就職によっておとなの社会に組み入れられると、その中間である。

一、このように進めるか

幼児から老年まで社会体育の對象は社会のほとんどの年齢である。

● 体育活動とはどんなものであるか

対象によつて運動はえらばれる。

児童福祉法(昭和二年)児童遊園(昭和六年)の制定以来児童遊園が急速にふえた。就学前の子どもにも児童遊園がたいせつである。日本(昭和八年都市計画)における公園計画の標準)でもアメリカでも幼児公園のような施設は家庭の責任と考へられていたが、年頃など各種人団体、PTA(体育関係団体)などがあるがこれ等は社会体育に關係の深い団体である。

● 活動の時間をどう考へるか

社会体育がはたらきかけようとする人ひとりの多くは働いている人たである。グループがあつても施設や場所があつても暇(自由になる時間)がなければ運動を、ひとりで多くの人をとつては出来ない。働く人ひとりにとつてスポーツやレクリエーションは仕事その他の拘束が反映できるような組織的活動である。従つて指導や計画立案はつづがつけられる時間(時刻)や時期に合わせるようにせねばならない。一日の二四時間の生活内容への割り当てを生活時間の配分または構造と呼んでいるが、各人の生活時間の構造は日々たいに二つの意味がある。

① だが指導するか

社会体育の「指導」といふ言葉その一つは、運動そのものについて、指導する。

学校体育の指導では児童生徒はしたがって社会体育活動の時間すでにそこに在るから運動の指導は生活時間の構造、週休制の有無をすればよい。しかし社会体育で

児童福祉法(昭和二年)児童遊園(昭和六年)の制定以来児童遊園が急速にふえた。就学前の子どもにも児童遊園がたいせつである。日本(昭和八年都市計画)における公園計画の標準)でもアメリカでも幼児公園のような施設は家庭の責任と考へられていたが、年頃など各種人団体、PTA(体育関係団体)などがあるがこれ等は社会体育に關係の深い団体である。

● 活動の時間をどう考へるか

社会体育がはたらきかけようとする人ひとりの多くは働いている人たである。グループがあつても施設や場所があつても暇(自由になる時間)がなければ運動を、ひとりで多くの人をとつては出来ない。働く人ひとりにとつてスポーツやレクリエーションは仕事その他の拘束が反映できるような組織的活動である。従つて指導や計画立案はつづがつけられる時間(時刻)や時期に合わせるようにせねばならない。一日の二四時間の生活内容への割り当てを生活時間の配分または構造と呼んでいるが、各人の生活時間の構造は日々たいに二つの意味がある。

① だが指導するか

社会体育の「指導」といふ言葉その一つは、運動そのものについて、指導する。

学校体育の指導では児童生徒はしたがって社会体育活動の時間すでにそこに在るから運動の指導は生活時間の構造、週休制の有無をすればよい。しかし社会体育で

【写真】は東北、北海道フオーク
ダンス講習会でのスナップ

(34年8月新潟市白山小学校にて)

社会教育の方法技術としての体



【県保健体育課提供】

仕事からはなれた楽
しみや気晴らしのため
の活動を意味すること
はであったといわれて
いる。そしてこれ等の
活動のうち主として、
つり、狩りなどの身体
的活動のみならず、

なつた。そういえばスポーツは今
日のレクリエーションに近いよう
である。スポーツが身体的要素が
主となった活動に対してレクリエ
ーションはどちらかといえば静的
な精神的要素が主となった活動を
さすといっているものもあるくら
いである。今日ではスポーツは運
動競技、すなわち競争する運動で
ある。運動(身体)と競技とはそ
の範圍が一致しない。スピードや
記録を重くみる面と仕事から離れ
た楽しみとして行なう本来の意味
も保持し競争的に行なわれない水
泳、スキー、登山、ハイキング、
つり、サイクリングなども含めら
れる。スポーツは一般的に「仕事
から離れ、楽しみまたは運動技術
の向上、そのことばを目標に行
われる運動である」と定義してよ
からう。運動すること自体が目的
であって運動が他の目的の手段に
なるのではない。この点労働は身
体を動かしてもスポーツではな
い。プロスポーツは高利や職業の
手段となっているから本来のスポ
ーツといえない。

古くからの文化であり、からだ
の動きが主たる要素になっている
民踊(盆踊り、フォークダンス、
社交ダンスなど)、芸術舞踊(バレ
ー、モダンダンスなど)、ショーや
レビューなどの商業的娯楽舞踊的
などに分けられるが、現在社会体
育と關係の深いのは民踊である。

得ようとするもので、このほか直
接的ではないが、スポーツによつ
て商品や宣伝などに役立つと考
えるノンプロあるいはセミプロの
スポーツもある。

①「仕事その他の必要から解放
された自由な時間(余暇)に
なされる活動のうち、生活を
豊かにし、健全な楽しみを手
えするすべての活動」とする考
え方。
②「仕事その他の必要、睡眠、
食事、身じたく、通勤などか
ら解放された自由な時間にな
れる自発的な活動のすべて」
という理解である。

①ことばの意味
仕事からはなれた楽
しみや気晴らしのため
の活動を意味すること
はであったといわれて
いる。そしてこれ等の
活動のうち主として、
つり、狩りなどの身体
的活動のみならず、

②スポーツと体操とダンス
古くからの文化であり、からだ
の動きが主たる要素になっている
民踊(盆踊り、フォークダンス、
社交ダンスなど)、芸術舞踊(バレ
ー、モダンダンスなど)、ショーや
レビューなどの商業的娯楽舞踊的
などに分けられるが、現在社会体
育と關係の深いのは民踊である。

③現代のスポーツ
スポーツ人口の増加、スポーツ
の大衆化が現代スポーツの特色の
一つにあげられ、個人の解放や生
産力の向上による労働時間の短縮
は、現代スポーツの大きな力にな
っている。営利を目的とするプロ
スポーツの発達もその一つである
アマチュアスポーツとは、スポ
ーツがそれ自体の価値のために行
われ外的な目的の手段として行な
われるものさしい、プロスポーツ
は高利な技術や利益を
ることによって直接報酬や利益を

④スポーツの価値
スポーツは筋肉をつかう全身運
動である。スポーツは身体の成長
発達を助成され体力を保持するこ
とが出来るので、これをスポーツ
の身体的効果と呼ばれる。運動し
たいという欲求や競争への欲求に
健全なる通路を与える。継続的に
練習する場合、忍耐力・細心さを
養い節度ある計画的な生活態度も作
られる。社会性や善い、礼儀作法
(マナー)を守り小にして個人の
調和、大にして国際親善をたかめ
ることが出来る。

⑤は豊かにする「健全な」とか
価値に重点をおくから価値的の見
解といわれ、⑥は「自由時間の自
発的活動の総体」というような価値
値にとられないから没価値的見
解といわれ、⑦が広くとられてい
るとしても価値を問題にしなぐて
もよいというのではない。
⑧レクリエーションの分類
⑨、欲求からの分類
人間の活動は欲求や必要から出
ている。欲求は人間を行動にか
り立てる原動力である。
人間の老若男女のレクリエーシ
ョンに共通な基本的欲求は、
⑩新しい経験への欲求の創造的
(大内) (一)

は運動する
ところまで
もつてくる
意味での指
導が大切で
ある。辛い
体育指導委
員が何かの
時にレクリエ
ーションであ
るという感
じのないこ
ろが、この人
たちには二つ
う關係にある。運動をしてい
る日、多いのである。スポーツが普及
レクリエーションが
口語語になつてい
る。社会体育を問題と
するときは二心三つ
言葉の区別を關係を考
えておく必要がある。
一、スポーツ
スポーツが「行う」
ものでなく「見る」
「観る」「聞く」もの
になつては、スピー
ドや記録を重んずるよ
うになつたレクリエ
ーションとしてき
わめて多くの人がびこ
り行われるようになった
ことではあるが、こ
れで言わなければならない。
二、ことばの意味
仕事からはなれた楽
しみや気晴らしのため
の活動を意味すること
はであったといわれて
いる。そしてこれ等の
活動のうち主として、
つり、狩りなどの身体
的活動のみならず、

なつた。そういえばスポーツは今
日のレクリエーションに近いよう
である。スポーツが身体的要素が
主となった活動に対してレクリエ
ーションはどちらかといえば静的
な精神的要素が主となった活動を
さすといっているものもあるくら
いである。今日ではスポーツは運
動競技、すなわち競争する運動で
ある。運動(身体)と競技とはそ
の範圍が一致しない。スピードや
記録を重くみる面と仕事から離れ
た楽しみとして行なう本来の意味
も保持し競争的に行なわれない水
泳、スキー、登山、ハイキング、
つり、サイクリングなども含めら
れる。スポーツは一般的に「仕事
から離れ、楽しみまたは運動技術
の向上、そのことばを目標に行
われる運動である」と定義してよ
からう。運動すること自体が目的
であって運動が他の目的の手段に
なるのではない。この点労働は身
体を動かしてもスポーツではな
い。プロスポーツは高利や職業の
手段となっているから本来のスポ
ーツといえない。

古くからの文化であり、からだ
の動きが主たる要素になっている
民踊(盆踊り、フォークダンス、
社交ダンスなど)、芸術舞踊(バレ
ー、モダンダンスなど)、ショーや
レビューなどの商業的娯楽舞踊的
などに分けられるが、現在社会体
育と關係の深いのは民踊である。

得ようとするもので、このほか直
接的ではないが、スポーツによつ
て商品や宣伝などに役立つと考
えるノンプロあるいはセミプロの
スポーツもある。

①「仕事その他の必要から解放
された自由な時間(余暇)に
なされる活動のうち、生活を
豊かにし、健全な楽しみを手
えするすべての活動」とする考
え方。
②「仕事その他の必要、睡眠、
食事、身じたく、通勤などか
ら解放された自由な時間にな
れる自発的な活動のすべて」
という理解である。

は運動する
ところまで
もつてくる
意味での指
導が大切で
ある。辛い
体育指導委
員が何かの
時にレクリエ
ーションであ
るという感
じのないこ
ろが、この人
たちには二つ
う關係にある。運動をしてい
る日、多いのである。スポーツが普及
レクリエーションが
口語語になつてい
る。社会体育を問題と
するときは二心三つ
言葉の区別を關係を考
えておく必要がある。
一、スポーツ
スポーツが「行う」
ものでなく「見る」
「観る」「聞く」もの
になつては、スピー
ドや記録を重んずるよ
うになつたレクリエ
ーションとしてき
わめて多くの人がびこ
り行われるようになった
ことではあるが、こ
れで言わなければならない。
二、ことばの意味
仕事からはなれた楽
しみや気晴らしのため
の活動を意味すること
はであったといわれて
いる。そしてこれ等の
活動のうち主として、
つり、狩りなどの身体
的活動のみならず、

なつた。そういえばスポーツは今
日のレクリエーションに近いよう
である。スポーツが身体的要素が
主となった活動に対してレクリエ
ーションはどちらかといえば静的
な精神的要素が主となった活動を
さすといっているものもあるくら
いである。今日ではスポーツは運
動競技、すなわち競争する運動で
ある。運動(身体)と競技とはそ
の範圍が一致しない。スピードや
記録を重くみる面と仕事から離れ
た楽しみとして行なう本来の意味
も保持し競争的に行なわれない水
泳、スキー、登山、ハイキング、
つり、サイクリングなども含めら
れる。スポーツは一般的に「仕事
から離れ、楽しみまたは運動技術
の向上、そのことばを目標に行
われる運動である」と定義してよ
からう。運動すること自体が目的
であって運動が他の目的の手段に
なるのではない。この点労働は身
体を動かしてもスポーツではな
い。プロスポーツは高利や職業の
手段となっているから本来のスポ
ーツといえない。

古くからの文化であり、からだ
の動きが主たる要素になっている
民踊(盆踊り、フォークダンス、
社交ダンスなど)、芸術舞踊(バレ
ー、モダンダンスなど)、ショーや
レビューなどの商業的娯楽舞踊的
などに分けられるが、現在社会体
育と關係の深いのは民踊である。

得ようとするもので、このほか直
接的ではないが、スポーツによつ
て商品や宣伝などに役立つと考
えるノンプロあるいはセミプロの
スポーツもある。

①「仕事その他の必要から解放
された自由な時間(余暇)に
なされる活動のうち、生活を
豊かにし、健全な楽しみを手
えするすべての活動」とする考
え方。
②「仕事その他の必要、睡眠、
食事、身じたく、通勤などか
ら解放された自由な時間にな
れる自発的な活動のすべて」
という理解である。

今後の社会教育

— その四 —

(六月号の続)

それは町内部落の住民組織の整備である。戦後連合軍指合で否認された部落町内会が、部落厚生会、町内自治会などという形で生まれつつある。それが復古調といわれぬように、住民の自発的な参加と、民主的な運営と、文化的な活動とに意を用いており、

社会教育は市町村

当局の手に移りはじめた

匿名希望の一読者

全住民の参加的な技能を有する職員が、その組織を通じ、住民の一人々々にま直活動のようで行っている。それは、合併による、市町村として大規模の自治体となり、住民たことのが多くが、直接一般行政の

三月号の「小杉論」のついで、政界勢力の社会教育の目的が、教育活動と市町村行政活動とが表裏となって進められなければならない。成果を収めることは不可能だと断言して、そのよきな心得者がいるか、市町村当局者によるの施設方針が異なる如く、当局者が異動した場合、その観念論に對し私も一度に社会教育の根本計画が改訂の御用機関となり、ややもすると

行政との結びつきは社教委を活用せよ

小杉論文は飛躍

飯浜一郎

「前号も中者も永年社会教育に従事した実務活動家であるが、前者の言はるまじりにも飛躍過激である。」「弱体化された現在の市町村教委の手から市町村当局の手に、曲の角にきては言われる社会教育を移す。」「これによって果して理想の道がひろがるか。政治的な働きが

②

の意志が行政に反映せず、また行うべきでなければ、人間形成と事物の形成とが表裏一体の關係で取り扱われるものになりつつある事実とする市町村自治を確立して合併を直視しなければならぬ。こゝに社会教育が、生活や地域社会の具体的なものから選り取らざるを得ない。最近の市町村行政の動きの中、

教育関係者も、市町村行政を型として、そのよきな心得者がいるか、市町村当局者によるの施設方針が異なる如く、当局者が異動した場合、その観念論に對し私も一度に社会教育の根本計画が改訂の御用機関となり、ややもすると

- (五面よりつづく)
- 表現への欲求③身体的活動への欲求④社交への欲求⑤競争の楽しみ。
- (1) 機会の提供者(財源と対象による分類)
- 欲求がそのまま活動となって現われるわけではなく、きっかけが与えられる。又は機会が与えられることが必要である。
- ① 公的の(半公的)職員の企業体
- ② 私的の(儲利的)商業的(企業体)
- ③ 市町村税金(財源)によって納税者に提供されるYMCA等民間の団体が会費や寄附によって一般の人に提供するコミュニティ、レクリエーション
- ④ 公的の(儲利的)商業的(企業体)の企業体
- ⑤ 市町村税金(財源)によって納税者に提供されるYMCA等民間の団体が会費や寄附によって一般の人に提供するコミュニティ、レクリエーション
- ⑥ 対象がその企業体(職場)に限られ、経費も企業体や関係者が負担する。
- ⑦ 自分たちのために自分たちの経費を使つて生み出される。
- ⑧ レクリエーションを福利の手段として提供する。
- (2) 本人の努力の程度による分類
- ① 本人の努力によるもの(建設的)レクリエーション。他人の提供するものを努力なしに楽しむだけのものを受動的レクリエーションといふ。
- (3) 現代レクリエーションの傾向
- (1) 新しい自由時間と自由時間の大衆化機械の生み出した自由時間ともいわれる。過去数十年間、年間四〇〇〇時間を越えた労働時間は最近半世紀の間に二〇〇〇時間に減り将来一〇〇〇時間になることも夢でない。
- (2) 商業娯楽の発達
- 営利レクリエーションの発達

楽しいゲーム

・叩いてなでる、同時に片手で腹をポンポンと叩く適宜に手を交代する。うまくゆかぬかな?

・こっちむけホイ

二人対向でジャンケン、勝った人が思いの方向を指したら負けた人は反対を向く。指された方を向いたら負。(つづく)

レクリエーションの有様である。すなわち映画やパチンコ、ラジオ、テレビの娯楽番組、プロ野球、競輪、競馬等。

(3) 都市的レクリエーションの一般化

都市の増大、交通の発達、マスコミ、都市の個人主義が都市レクリエーションに圧制的な力を与えている。小グループがサークル活動として、水泳、登山、スキーの野外スポーツに進出している。このような健全な身は大いに喜ぶよう、個人主義的傾向

お互いに横の交渉はない。映画館に平日おつてもどりの人と語ることもない。人間の集合、群衆はあるが集団はない。レクリエーションを集団化し横の交渉を活発にする工夫が必要である。

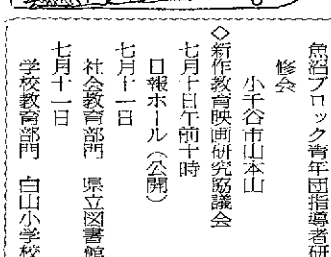
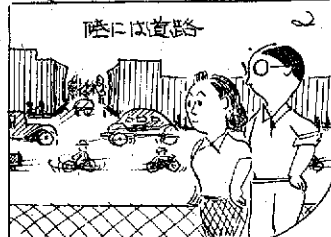
(4) 地域社会や職場レクリエーションの活発化

専任の職員をおく企業体が多くなってきた。働く人の福祉だけでなく生産の能率や、その基礎である人間關係を改善に役立つことの認識が進みつつあり、中小企業の今後の発展が期待される。(完)

公ちや見どん

NO.34.

ほしのとし



時間の問題をめぐる話し合い

「私達の部活では欠席したり遅刻...」
公民館の役員...
「やめさせられればお結構だ」と...
「やめさせられればお結構だ」と...
「やめさせられればお結構だ」と...

「今日はもっと公民館活動の核心...」
「今日はもっと公民館活動の核心...」
「今日はもっと公民館活動の核心...」

公民館の役員...
「やめさせられればお結構だ」と...
「やめさせられればお結構だ」と...
「やめさせられればお結構だ」と...

「今日はもっと公民館活動の核心...」
「今日はもっと公民館活動の核心...」
「今日はもっと公民館活動の核心...」

ある日の公民館の会議から

指導者という者は公式論をふり...
「今日はもっと公民館活動の核心...」
「今日はもっと公民館活動の核心...」

七月行事予定

- 公民館概観説明会 三日 川口町
- 七月三、四日 公民館概観説明会
- 七月十一、十三日 大和デパート
- 七月十四、十五日 協賛ブロック青年団指導者研修会
- 小千谷市山本山
- 七月十日午前十時 新作教育映画研究協議会
- 七月十一日 口報ホール(公開)
- 七月十一日 社会教育部門 県立図書館
- 七月十一日 学校教育部門 白山小学校

公民館活動フォト・コンテスト

公民館活動の実況写真を収集...
①入選作品は第九回全国公民館大会々場に展示し一月刊公民館の読者(大会参加者)の投票協賛写真感光材料事業会増減することがある。
②入選作品は「月刊公民館」誌上で発表するほか、本会発行のパンフレットなどに掲載する。
③審査は本会の委員による。審査員による審査では、入選二〇点、佳作若干点を選定し、全公連会長賞状と副賞品をおくる。ただし入選の点数の状況により若干増減することがある。
④応募作品は「月刊公民館」誌上で発表するほか、本会発行のパンフレットなどに掲載する。
⑤応募作品は一切返却しない。
⑥応募締切は昭和三十一年七月末日とする。
⑦送付先 東京都港区芝公園三丁目一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

